

第 1 0 7 回 入札監理小委員会

議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第107回入札監理小委員会 議 事 次 第

日時：平成21年9月18日（金）18:20～20:33

場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 刑事施設の運営業務（法務省）
- 情報システム運用管理業務（（独）駐留軍等労働者労務管理機構）
- ビジネスライブラリー運営業務（（独）日本貿易振興機構）
- アジア経済研究所図書館運営業務（（独）日本貿易振興機構）

2. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、本庄専門委員

（法務省）

矯正局総務課 名執矯正調査官、吉野専門官、森田専門官、齋藤専門官

（（独）駐留軍等労働者労務管理機構）

企画調整部 堀田部長、情報管理課 渡邊課長、紺谷専門職、谷口企画専門職、
生形企画専門職、及川係長

((独)日本貿易振興機構)

貿易投資相談センター 岡崎センター長、長島専任調査役、貿易投資相談課 大石課
長、杉山総括課長代理

アジア経済研究所図書館 福田館長、村井課長、高橋課長代理

アジア経済研究所研究企画部 井村総括審議役

企画部企画課 栗田課長、廣田課員

(事務局)

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第107回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、法務省の「刑事施設の運営業務」、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の「情報システム運営管理業務」、独立行政法人日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー運営業務」及び「アジア経済研究所図書館運営業務」の実施要項（案）について審議を行いたいと思います。

初めに、「刑事施設の運営業務」についての審議を行います。本日は、法務省矯正局総務課、名執矯正調査官に御出席いただいておりますので、前回の審議などを踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○名執矯正調査官 矯正局の名執と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の御指摘を踏まえまして、実施要項（案）を変更させていただいた部分について簡単に御説明申し上げます。字句の修正などを除き、主なところだけ御説明申し上げます。

まず3ページを御覧下さい。対象公共サービスの質の設定に関する受刑者に対する釈放時アンケートの活用についてです。この活用につきましては、政策目的等に照らして取り上げる項目を限定するとともに、評価に客観性を持たせるため、アンケート結果を踏まえた刑事施設視察委員会、これは刑事収容施設法に基づいて各刑事施設に置かれました第三者委員会ですが、視察や収容者との面接などによって運営状況を把握し、その運営に関して刑事施設の長に意見を述べることのできる委員会でございます。この委員会からの意見をもって基準としたいと考えております。

次に、4ページの(3)の創意工夫の発揮の可能性についてを御覧ください。今回の民間競争入札の目的と提案の評価についての重みの面からも、受刑者の再犯防止に資する提案を重視しまして項目の順位を入れ替えております。

5ページを御覧ください。委託費の支払い方法についてです。職業訓練促進費及び改善指導促進費については、御指摘を踏まえまして四半期ごとの支払いに修正させていただきました。毎年度の支払い回数については、例えば毎月の支払いとするなど、四半期を更に短縮することにつきましては、支払い事務手続上の負担が大きいこと、また、先行しておりますPFI事業においても年4回としておりますけれども、これまで民間事業者から特段の支障が生じているという意見は得ておりませんので、これを踏まえまして原案のままとさせていただきたいと思います。なお、パブリックコメントの結果を踏まえて、必要があればまた再検討したいと思っております。

次に、9ページから11ページの加点項目の審査を御覧ください。加点項目の審査につきましては、事業者選定委員会の委員が審査を行いやすいように見直すべきとの御指摘を踏まえまして、体制整備など必須項目を満たした場合に基礎点を付与し、特に重視する項目を満たした場合に加点を付与するよう見直します。また、それとともに、10ページに記載しておりますが、各評価項目ごとに事業者選定委員会において2つの評価項目を定めまして、いずれも満たす場合には10点、いずれか一方を満たす場合には5点、いずれも満

たさない場合は0点を付与することとしまして、判断基準やそれに基づく付与点数など、評価方法を示すことにいたしました。なお、加算の項目は、受刑者の再犯防止の充実や業務の効率化を図る観点から、評価すべき項目を列挙しました結果、総務・警備については80点、教育・職業訓練等については110点とさせていただきました。

次に、13ページを御覧ください。落札者の決定の方法についてです。総合評価点の算定方法に関しましては、現在、加算方式の採用について関係府省と協議を行っている最中ですので、原案については除算方式で記載しております。引き続き協議を続けますが、パブリックコメントについては、原案で説明させていただきたいと思っております。

19ページのコ 役員等の変更の通知を御覧ください。民間事業者の経営主体の変更によって、不適切な主体の参画を阻止する措置としまして、コにありますように、一般的な業の許可に係る変更届での制度を参考としまして、民間事業者の役員、大株主、親会社等に係るこれらの者について変更があった場合には国に通知することを義務づけ、これに違反した場合には解除事由となる旨を次のページのシの(ウ)として修正させていただいております。

それから、20ページの修正のシの(エ)のところですが、解除事由の「暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。」という文言がございましたけれども、これを見直しました。法務省の発注する公共工事からの暴力団排除については、警察庁と情報提供についての運用指針が定められておりますので、この指針に準拠して記載を修正いたしました。

次に、23ページの(4)を御覧ください。被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害の取扱いについてです。被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害は、原則、国の負担とすることとし、民間事業者が整備した設備・機器等について、被収容者の行為が通常の使用の範囲内であった場合には民間事業者の負担とすることといたしました。

次に、別紙4の部分ですが、55ページを御覧ください。別紙4では、委託費の減額措置と債務不履行による損害賠償請求との関係の整理をいたしました。要求水準の内容を満たしていないことを債務不履行と整理していた記載を修正するとともに、委託費の減額措置と債務不履行による損害賠償請求との関係を明記いたしました。

主なところは以上でございます。あとは、赤字で修正させていただいたとおりの内容でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○渡邊副主査 前回の私のコメントをいろいろ考えて御考慮いただいて、ありがとうございました。私からは、あまり大きなコメントではないのですが、19ページの役員等の変更の通知のところ、それから、その次のページで契約解除の原因として定められた点について、確認とコメントといたしましょうか、若干お伺いしたいと思っております。

まず役員等の変更の通知については、先ほど御説明があったように、反社会的勢力の関与というものを事前に問題になる前に止めるということで重要な規定を入れていただいたと思うのですが、他方、役員全員についてとか、それから5%以上ということになると、事務手続が非常に煩雑というか、煩瑣にならないか、特に解除事由のところ、手続違反ということで一応全部解除の原因になってしまう観点から、いささか実際にワークするだろうかということもあります。規定があっても守られないことが常態化することもあるかということ、基準といいたし、そこがこれでいいのかどうかという点についてちょっとお伺いしたい。それから、先ほどの手続に違反したときというのは、例えば報告を1回、通知を1回忘れただけでも解除原因になってしまうので、例えば「重要な点において」とか、「軽微な場合を除き」とか、書かないまでも、きっとそういうふうなお考えじゃないかと思うのですが、そのあたりについて御確認申し上げたいと思います。

○吉野専門官 役員、大株主というのは、法律で欠格要件とされる他の業許可の例にならってこの基準とさせていただいたものでして、確かに軽微な通知違反を全て解除する運用では機能しないと考えられますので、そこは少し柔軟に運用で配慮できればと考えております。

○渡邊副主査 ありがとうございます。運用でということもよくわかるのですが、書くことがいかどうかということの御判断も当然あると思いますので、そこも含めて御検討いただければと思います。以上です。

○樫谷主査 あと何かございますか。

○本庄専門委員 職業訓練、教育に関してお伺いしたいのですけれども、まず職業訓練に関して、3ページのところでどれぐらいのボリュームを確保すればいいかということが示されない形になっていて、恐らくそれはインセンティブのほうで対応されるというお考えだと思うのですけれども、最低これぐらいはという基準、目安を示すことが民間の事業者にとっても好ましいのではないかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

もう1点は、57ページのところですけれども、減額措置の罰則の対象のところ、職業訓練や改善指導の未実施というのは罰則の対象から除外するという修正案が提案されており、この点もインセンティブの方で対応するというお考えというふうに思いますけれども、本当にそれでいいのかどうかについては考える余地もあるのかなと思います。というのは、インセンティブのボリュームにもよると思うんですけれども、インセンティブの方はある程度あきらめて、コストを安くあげてを重視する選択をされた民間事業者がいた場合に、職業訓練とか教育業務というものが空洞化してしまう可能性はないだろうかというふうに思うからです。事前に契約でこれぐらいの量を実施するというふうに取り決めをしてから業務を開始されるわけでしょうから、そのときに実際に契約した内容を遵守されないということについて、罰則の対象にしないということではいいのかについては、少しそれを考え直す余地もあるのかなというふうに思います。

○名執矯正調査官 まず、1点目の5時間という上限の中でのインセンティブにおいて促進費で対応したいと考えた点についてですが、各施設において現在実施している職業訓練や改善指導のボリュームがまちまちであるという実情がありますので、ここで明確にどれぐらいのボリュームを最低限とするかを明記することは、現在実施しているものとの関係や施設構造などの条件からなかなか難しいと思ひまして、今回初めてインセンティブとしての促進費という考え方をとりましたので、そのこととの整合性もとりたいということで、これが2点目の御指摘のお答えになるかと思うのですが、実施した分しか払いませんという整理の中で、最低限というところを併せて入れるというのはなかなか難しいと判断して、このような仕組みにさせていただきました。

○吉野専門官 それからもう1点でございますが、加点評価のところでも職業訓練と教育に相当なウエイトの点数が配分されておりますので、そのような提案のない事業者が選定されるということはなかなか難しいと思ひますし、提案があった業務について、実施しなかった場合には、違約金の項目の中に「一部の業務の不履行」ということがございますので、そこでの違約金の付加ということが可能になるのではないかと考えております。

○樫谷主査 よろしいですか。渡邊先生にお聞きした方がいいかもわかりませんが、要するに提案をしたと。契約書にもそこを細かく書いてあるんですか。提案した事項がありますよね。それをやらなかったということになったときに、契約書の中には、契約書と今の提案との関係はちゃんと整合性がとれるようになっているわけですか。

○吉野専門官 契約書において、要求水準とは、この実施要項に示された事項と提案で採用することになった事項が含まれると定義されるかと思ひますので、契約の不履行と位置づけられることになろうかと思ひます。

○樫谷主査 具体的に契約書で読めるということですね。わかりました。

あと、私が気になったというか、大した話じゃないんですが、今の20ページの(エ)のところを書き直していただいているのですが、もとは「暴力団又は暴力団関係者」云々となっているので、「社会的に非難されるべき関係」というのはかなり整理していただいたわけですね。「暴力団又は暴力団関係者」というのは暴力団員のことですか。済みません、素朴な質問です。

○吉野専門官 「暴力団」とは、いわゆる暴力団対策法の定義に従ったものです。

○樫谷主査 「暴力団関係者」は暴力団員ではないんですね。

○吉野専門官 暴力団員や準構成員などが、暴力団の関係者です。

○樫谷主査 定義上ですね。わかりました。

それから、最後の58ページのところ、57ページもそうなのかもわかりませんが、委託費の減額率というのがありますね。この点数と減額率が合理的なのかどうかについては、どういうふうな判断をされて、つまり厳し過ぎるのか甘過ぎるのかということも含めてですけれども、我々としてはどういうふうな判断すれば、適正な減額率であるということはある程度判断をしなければいけないと思うのですが、こうこうだから、これが適切だと考

えますというような御回答をいただければ。何か基準があって、あるいは御経験があったうえでこうなっていると思うんですけれども、その辺の御説明をしていただけたらと思うのですが。

○森田専門官 基本的には、どういうふうな形でというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、諸外国で例えばPFIをやっている英国などの事例も踏まえまして、大体、今こちらの方で予算要求させていただいている金額から割り戻すと、大体それぐらいの適正な金額になるのではないかというふうに考えております。

○樫谷主査 これを見たときに、民間が厳し過ぎるから入札はやめようというようなほどのことではないというように理解すればよろしいですか。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 わかりました。あと何か。

○本庄専門委員 11 ページのところですがすけれども、職員の安定的な雇用の確保という項目を必須項目から加点項目の方に移されるという御提案になっているわけですがすけれども、これを見ると、安定的な雇用の確保には必ずしもきちんと取り組んでいないけれども、他の加点項目の得点が非常に高いということで、そういう事業者が選ばれるという可能性がないわけではないかなと思います。要するに、安定的雇用確保の取組が全くされていなくても、その事業者が選定されてしまうという可能性が残らないかと若干懸念するんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○名執矯正調査官 この考え方は、必須項目の2番の「人的体制」のところ、安定的に業務を実施する体制を確保するという中で、まず必須項目の中で審査をすることになると思いますが、加点項目の方で、職員の安定的な雇用確保のための方策を更にとっているところについては、より重視して加えて考えたいということでこのように記載しております。

○吉野専門官 その意味では、人的体制は必須項目の中の「業務を適正かつ的確に遂行できる体制かどうか」というところで、まずは十分な人材・人員が確保されているか審査するということです。

○本庄専門委員 わかりました。

○樫谷主査 別添の方の情報開示の40 ページのところ、国と民間と両方丸がついているところで、分担のところ備考欄の読み方ですが、40 ページの一番上の方、「受刑者の各種指導に関する訓令」云々「第6条の規定により、実践プログラムに定められた指導に係るものは、国の業務分担とする」、これはいいですね。「また、指導の実施については、受刑者の受講態度や理解度等について取りまとめた報告書の作成業務も含む」と。これは誰がこうやるんですか。この「業務を含む」というのは、これは民間の方がやるということを行っているわけですか。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 「また」でつないであるので、誰がやるのかなというところがわからなかったものですから。したがって、その下のほうも、誰がどれをやるのかということがちよっ

と。よく読めばわかるのかもしれませんが、わかりづらかったので、その辺はちょっと直していただけたらと思います。

○名執矯正調査官 そのように修正させていただきます。

○稲生専門委員 1つだけ。同じく情報開示のところで、戻りますけれども、3ページのところに委託費の内容というのがございまして、これは恐らくだいぶ御苦労されて算定されたと思うのですけれども、何となくわかりにくいなと思うのが、例えば上のI「総務・警備業務」の1番、静岡刑務所とあって、(1)会計業務・用度業務とあって、(2)になると用度業務の中で環境整備とかあって、それは恐らくポストというか、そこはよくわからないんですけれども、計算根拠はともかくとして、むしろ会計業務とか用度業務といったような業務ごとの内訳みたいな感じで数字というのは出せないんですか。やはり計算上、どんなに抜き出そうと思ってもこうなってしまうんですか。要は、たぶん見る方からすると、自動車運行で幾らとか、翻訳で幾らとか、それが知りたいのであって、厳密なポスト分とか、ポストの算定根拠とか、それを聞かされてもあまりピンとこないのかなという感じもしまして。あと、今言ったことと、それから次のページの「従来の実施に要した人員」のところで、各刑務所ごと、あるいは業務ごとにやはり業務委託ポスト数というのがあって、やはりここでもポストが出てきまして、これと前のページはどうやっても数字が合わなくて、そこら辺がよくわからないので、まずポストの考え方を教えてほしいのと、場合によっては業務ごとにまとめてしまった方がいいのではないかと。「従来の実施に要した人員」のところのポスト数は、確かに合理的なのかもしれませんが、もし説明が難しいのであれば、必ずしもここにポスト数を、今まで市場化テストであまり見たことがないものですかから、ここにあってかえってわかりにくくならないのかなということがちょっとありまして、この2点ですけれども、教えていただければと思います。

○吉野専門官 第1点のそれぞれの業務ごとの委託費がもう少し分けられないかという点につきましては、実際には、委託対象コストを施設ごとに幾つかグループを分けて委託を実施しておりますので、それぞれのポストごとの委託費というのはわからないという点がございまして。次にポスト数についてですが、それは国の定員を増員抑制で民間委託を進めているところでございまして、当該業務について、実際に何名の民間の方が業務に従事しているのかと、その業務がかつて国の職員で何ポストのものであったのかというところはまた別にポスト管理をしておりますので、このような数値を入れさせていただいているということです。

○稲生専門委員 ポストというのは、かつての部署になるわけですか。あるいは人になるんですか。そこがよくわからなくて。

○吉野専門官 人でございます。

○稲生専門委員 そうすると、計算というのはなかなか難しいんでしょうけど、3ページの今私が申し上げた静岡刑務所のところの例えば会計業務・用度業務といった場合は、これはポストではなかなか把握しにくいわけですね。

○吉野専門官 そのとおりです。

○稲生専門委員 だから、2番になると、これがポストになって人の話になってくるとい
うことですか。

○吉野専門官 そのとおりです。

○名執矯正調査官 今のところは確かに難しい部分はあるんですけども、下の※の
ところで一応説明をしている。あとは、なかなかポスト数だけで実際のイメージというの
はわからないと思いますので、そこは現地の説明会なり、実際の業務を見ていただく
中で十分に説明はしていきたいと思っております。

○稲生専門委員 いずれにしても、想定の数値にしても、業務ごとの整理は難しい
わけですね。会計業務幾ら、庶務業務幾らというのはなかなか難しいということに
なるわけですね。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○稲生専門委員 わかりました。

○樫谷主査 4ページの業務委託ポスト数と委託費のポストというのはどう関係する
んですか。

○稲生専門委員 どうすれば合うんですか。

○樫谷主査 この関係が。合わないですね。

○稲生専門委員 いろいろやってみたんですけど、計算が合わないんですよ。

○樫谷主査 業務委託ポスト数というのは、例えば静岡だと21年度は19ポストに
なっていますね。

○稲生専門委員 総務・警備で19ですよ。ところが、19という数字はどれを足せば
19になるのか。前のページの最初の説明だと、静岡刑務所の総務・警備業務で、
ポストと書いてあるところは1の(2)ですよ。そうすると、8ポスト中6ポストだから
6になるわけですよ。

○事務局 静岡刑務所の総務・警備の業務委託ポスト数19ポストに係る委託費の
総額が、委託費の内容の総務・警備の静岡刑務所の小計①ではないかと思
います。別添の3ページと4ページのポスト数の関係ですが、3ページの委託費の
業務ごとの内訳を出すことは難しいけれども、総務・警備と教育・職業訓練の
業務が混在しているところを何とか切り分けるための方策として、ポスト数
を用いて算出した部分が一部あるということだと思われ
ます。それが※がついている部分で、総務・警備の静岡刑務所の(2)の
ところですか、そういったところは教育・職業訓練と分けるためにポスト数
を一部参考にしているということではないかと思
います。

○稲生専門委員 それはそれでもちろん理解はできているんですけど、要は、4
ページの静岡刑務所の総務・警備業務の業務委託ポスト数19と前のページが
整合的であればいいんです。金額も整合的だということで、それはわかっ
たんですけども。だから、むしろ4ページのところのポスト数が何となく
浮いちゃっている感じがしまして、これを削ってし

まってもいいんじゃないか。この19のポストというものがもしあまり意味がないのであれば。意味がないことはないかもしれませんが。

○渡邊副主査 全部削ってしまうと、常勤・非常勤以外の人員数の欄がなくなってしまうと民間事業者からはかえって不便になるのではないのでしょうか。ですから、たぶんポストという概念を持ってきたので、前との整合性が問題になるので、下の非常勤については割合に応じた換算係数とか注をつけて書いておられますけれども、民間事業者にとってわかりやすい係数を使っただいて、換算するとこのぐらいの業務量というのがわかるようなものを出していただく。それは、たぶんポストと使うと前のご説明との関係で混乱するので、ポストと使うのであればすごく定義をきちんとしていただいで使うとか、何かそういうところで工夫していただけたらということじゃないかと思いますが。

○樫谷主査 そうすると、4ページの静岡だと、21年度は常勤・非常勤が34名ということですか。そういうこととは違うんですか。34名ぐらいかかっているということとは違うんですか。

34名ぐらいがいて、委託については19名いらっしゃると、こういうことですね。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 その委託費19名のコストは、ここに書いてあるようなものだという事ですね。19年度、20年度がかなり増えているのはなぜでしたか。3ページの委託費の内容で、例えば静岡が小計①だと4,400万、6,500万。21年度はまだ途中ですが。そうすると、21年度はこれを4倍すれば大体それが出てくるということですね。そういうふうに理解してよろしいんですか。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 そうすると、4,500万、6,500万で5,200万ぐらいの感覚になるのですが、これは実績だからしょうがないと言えばしょうがないですね。

○名執矯正調査官 そのとおりです。

○樫谷主査 特に(2)などは1,300万が2,000万ほどになったり、あるいは自動車運行管理業務は440万が1,500万になったりしていますよね。あるいは翻訳業務、これは実績だからしょうがないかも知れませんが、この変動の部分をどういうふうに理解すれば。これは人数を増やしたということですか。静岡については、15名から19名にしていると。

○稲生専門委員 金額も増えてはいるけれども、ポスト分というところでは変わっていないんですよ。

○吉野専門官 19年から20年まではポストが増えておりますので委託費の金額も増えておりますが、20年から21年は同じポスト数ですが、入札減がございまして委託費が少なくなっているという状況です。

○稲生専門委員 だから、やはり注意書きをなるべくつけて、増えたところは何ポスト分増えたとか、どういう要因かとか、もし書けるのであれば。そうじゃないと、どちらが定常状態なのかというのはたぶん気になると思うんですよ。だから、20年度の状態でいく

んだというふうに、21年度の数字を見ていれば恐らくそうだとわかってはいるんですけども、一応増加したところは、どういう要因とか、どの部分のポストがというのがわかった方がいいような気がしますので、もう少し注意書きを工夫されるといいかもしれないですね。

○名執矯正調査官 この部分は前回も御指摘いただいていたのですが、私どもも、まずポスト数に換算するところの難しさと、それをこの中でわかるように書き込んでいたり、各施設の違いを全部というところは、いろいろな分析も必要になりますので書き切れない部分があります。この点については、対象施設の職員から説明をしてわかってもらう部分ではないかと考えております。パブリックコメントをかけさせていただいて、またここについては疑問が出てくると思いますので、そのときにまた、説明ぶりを工夫させていただきたいと思います。

○樫谷主査 わかりました。よろしいですか。

○名執矯正調査官 各現場の方で入札を希望する事業者への説明会を今月末から来月の頭にかけて、3施設でそれぞれ行います。そして、その案内につきましては、ホームページでパブリックコメントと同時に行いたいと思っております。また、各施設においても、地方公共団体への提示と施設での広報という形で行う予定にしております。

○樫谷主査 わかりました。よろしいですか。

○事務局 それでは、今日、何点か御指摘をいただきましたので、その修正作業を進めると同時に、今の実施要項（案）で意見募集を行うということによろしいでしょうか。

○樫谷主査 意見募集を経たうえで、次回の審議で議了する方向で調整する、意見募集は今の案でやる、こういうことですね。

○事務局 はい。

○樫谷主査 わかりました。

そういうことで、本日の審議というか、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局にて整理をしていただいたうえで、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

（法務省関係者・本庄専門委員退室）

（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構関係者入室）

○樫谷主査 それでは、続きまして「情報システム運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部、堀田部長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、10分

程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○堀田部長 企画調整部長の堀田でございます。8月の異動で前任者の中村から引き継ぎましたので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、当機構の情報システム運用管理業務におきます民間競争入札実施要項（案）につきましては、前回の御審議で委員の皆様方からさまざまな御指摘をいただき、その後、事務局からも適切な御指導をいただいたところでもあります。当機構としましては、それらを踏まえまして実施要項（案）を修正いたしまして、その実施要項（案）につきましては、パブリックコメントを8月13日から8月26日までの2週間、実施いたしましたところがございます。その結果、特段の意見はなかったという状況でございます。

御指摘事項への対応状況でございますけれども、実施要項（案）の具体的な修正を含めまして、担当課の渡邊から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 情報管理課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、前回の御審議で御指摘がありました総論的な事項についてであります。1つ目といたしましては、本件システムが汎用性の薄れたシステムになっている場合、システム開発者など限られた者しか応札できないこととならないかとの御指摘がございまして、本件システムは基本的には汎用性を確保したオープンシステムであり、カスタマイズされた部分につきましても、マニュアル類を完備していることから、限られた者しか本件業務を実施できないという懸念はないものと考えております。

また、2つ目といたしまして、本件委託業務の対象となる業務を指すと考えられる文言が幾つか出てくるなど、用語の不統一等の問題が見受けられるので、統一・整理を図ること。また、主体が明確でない記載については主体を記載することとの御指摘をいただいておりますが、前者につきましては、「各システムを運用し管理業務」を「運用管理業務」と定義し、統一的に使用するなど所要の整理を行なっております。また、後者につきましても、「機構は」、「民間事業者は」等を記載することにより明確化を図っております。併せて、各資料とも一部文書構成の見直しも行なっております。

引き続きまして、お手元に配付されております席上配付資料B-2、実施要項（案）につきまして、修正箇所の説明をさせていただきます。なお、修正箇所は赤字で記載しております。

まず、3ページの項番1につきまして、項番名を「趣旨」から「民間競争入札の趣旨及び情報システム運用管理業務の概要」に変更し、情報システムの運用管理業務の概要を整理しております。

項番2(1)の「対象公共サービスの内容」につきましては、対象業務の内容とは直接関係ない記載がある一方で、対象システムの範囲について記載がないなど、対象業務の記載として不適切なので整理することとの御指摘をいただきました。

項番2(1)アとして、対象システムの範囲を追加記載し、項番2(1)イにおいて、「ハードウェア管理」、「ソフトウェア管理」などの項目だけでなく、それらの具体的な業務の

内容を追加記載しております。

更に、対象公共サービスの詳細の内容につきましても、別添資料の仕様書を引用するのではなく、要項本文に盛り込むこととの御指摘をいただきましたので、今説明させていただきましたとおり、項番 2 (1)の「対象公共サービスの内容」に詳細な内容を記載するとともに、別添資料の仕様書への引用はしないように修正しております。なお、その別添資料の仕様書につきましては、民間事業者が運用管理業務を実施する際に必要な仕様が記載されている書類ですので、16 ページの項番 12「その他」の(4)「情報システム運用管理業務委託仕様書」として記載することとしております。

項番 2 (1)ウ「作業場所」につきましても、事務所一覧表の掲載だけでなく、具体的な作業場所に係る説明を追加記載しております。

6 ページの方をよろしいでしょうか。項番 2 (2)「確保されるべき対象公共サービスの質」の説明に入らせていただきます。アの「ヘルプデスク満足度調査の結果」につきまして、アンケートの実施回数が年 1 回では少な過ぎるとの御指摘をいただきましたので、業務への負担を考慮し、上・下期の年 2 回の実施としております。また、現在のアンケート案、別添資料 1、別紙 3 について、質問事項に重複感があるとの御指摘もいただきましたので、参考資料、平成 22 年度〇半期ヘルプデスク満足度調査案のとおり質問事項を整理させていただきました。

続きまして、イの「業務アプリケーションの可用性」につきましてですが、前回設定していた「業務システムの障害復旧時間」と「ネットワークの障害復旧時間」を、この後に説明させていただきますディスインセンティブ項目の追加を検討した際に、より適正なサービスの質の項目とするため、「業務アプリケーションの可用性」として整理一本化しております。具体的には、仕様書には「概ね 4 時間以内」など障害復旧時間を目標値として定めており、これを確保されるべきサービスの質として設定してはりましたが、ディスインセンティブの設定を考慮した場合、業務システム及びネットワークによる障害は、業務に与える影響は同じであり、区分することは困難であることから、業務システム及びネットワークのハードウェア、ソフトウェア等を含めた「業務アプリケーションの可用性」として整理一本化し、業務システムのサービスの提供時間における正常稼働時間の稼働率 98 %を維持することが、サービスの質を確保することとしております。

続きまして、ウ及びエにつきまして、「重大障害」とはどのようなものを追加記載しております。

項番 2 (3)の「委託費の支払い」につきましては、運用管理業務が適正に実施されているかの確認の結果、確保されるべきサービスの質が未達成の場合、機構が民間事業者に対して実施方法の改善指示ができること、また、委託費の支払いを行わないことなどを追加記載しております。

また、項番 2 (4)の「ディスインセンティブ」につきましてですが、一定の事項を行なったら自動的に一定の金額を与えるという方式ではなく、満足の度合いによってインセン

ティブやディスインセンティブを与える支払い方法を検討すべきではないかとの御指摘をいただきました。民間競争入札におきまして、インセンティブやディスインセンティブの検討は重要と理解しているものの、インセンティブの設定につきましては、本件業務は内部管理業務であり、職員の満足度が高まったことを理由とする支払い額の増額は国民の目線からは理解が得られないと判断。本件業務には採用しないこととしております。また、情報システムの保守・管理を委託する場合、仕様書に記載する最低限の基準を維持する必要がある、基準の未達を前提とするディスインセンティブの設定は基本的にはなじまないものと考えたところであります。また、インセンティブを設定せず、ディスインセンティブのみを設定するということは、サービスを補償させることにより質の向上につながるものでありますが、他方、ペナルティのようなもので民間業者の活動を縛れば、民間業者のリスクが急増し、契約金額の高騰や民間事業からの創意工夫がなされないおそれ、入札参加者から敬遠されるおそれもあります。サービスの質の向上は、発注者と民間事業者との両当事者の協議、切磋琢磨の関係から生まれるということを考慮すべきではないかという考えに至ったものであります。仮にディスインセンティブを設定するとした場合には、「情報システムに係る政府調達へのSLA導入ガイドライン」に基づき、サービスレベルの洗い出し、要求水準の設定、業務への影響度等を十分に検討・検証する必要がある、更に、現在、従業員管理システム等を再構築中であるため、平成22年4月以降の新システムの設置後の運用状況を測定する必要もあります。このようなことから、機構といたしましては、本業務について、ディスインセンティブを設定しない方向で考えておりました。しかしながら、この度、委員会の御指摘及び事務局の御指導並びに指針の趣旨を踏まえ、更なる検討を重ねました結果、確保されるべきサービスの質の中から、一般的に言われるSLAの考え方、手順ではなく、民間競争入札のサービスの質の向上の観点から、「業務アプリケーションの可用性」についてのみディスインセンティブを設定することといたしました。

委託費の減額につきましては、民間事業の責めに帰すべき理由により質の確保が行われなかった場合、当該システムのサービス提供時間に対して、正常に稼働している時間の比率（稼働率）が四半期ごとに98.0%未満であったとき、機構は委託費に1%を乗じて得た額を四半期ごとに民間事業者を支払う委託費から減算して支払うことにしております。

なお、「業務アプリケーションの可用性」の項目以外につきましては、SLAの考え方に基づき、今後、検討課題としたいと考えております。

11ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。11ページの項番9(2)につきまして、機密の保持に係る注意事項について、より具体的かつ詳細に記載すべきであるとの御指摘をいただきました。項番9(2)ウの後に、エとしまして、民間事業者が個人情報等を取り扱う場合の遵守事項を追加記載するとともに、席上配付資B-2の別添資料1「情報の開示」、5ページの5の3に「情報セキュリティ対策基準」を、抜粋ではありますが、追加記載しております。

14ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。14ページの項番9(3)のス「運用管理

業務の引継ぎ」につきまして、民間事業者の負担、行為、経費等、必要な引継ぎを明記し、仕様書と実施要項との整合性を図るべきという御指摘をいただきましたので、引継ぎに係る民間事業者等の行為及び経費の負担を明確にするとともに、事務引継ぎが円滑に実施されるために、機構が必要な協力を行なう旨を追加記載しております。

15 ページを御覧になっていただいでよろしいでしょうか。15 ページ、項番 11(3)につきまして、意見聴取等は民間事業者等から直接意見の聴取を行なうとなっているが、受託者以外のどのような者から、どのような内容の意見聴取等を行なうことを想定しているのかという御指摘をいただきました。受託者以外に、システム利用者、再構築に係る開発業者など、運用管理業務に関係した者から委託業務の実施状況について意見聴取等を行なうことを想定していますので、その旨を追加記載しております。

引き続きまして、席上配付資料 B-2 の別添資料 1 の「従来の実施状況に関する情報の開示」につきまして、修正箇所の説明をさせていただきます。

17 ページを御覧いただいでよろしいでしょうか。17 ページの項番 2 「従来の実施に要した人員」につきましては、「0 人」、実際の記述は「-」となっておりますが、外部委託のために「0 人」となっている場合は、民間業者にとって情報不足となるため、機構における管理監督体制についても記載していただきたいとの御指摘をいただきました。運用管理業務に関わる体制が民間事業者にわかるように、機構における管理監督体制について修正記載しております。

続きまして、席上配付資料 B-2 の別添資料 2 の「総合評価基準書（案）」につきまして、修正箇所の御説明をさせていただきます。

前回、総合評価基準書（案）では、項番 3 の「その他の事項」の「業務の実施方針及び創意工夫等」について、「満足度調査の結果スコアの維持、また向上につながるような企画・方針・進め方等の提案がなされていること」と「ヘルプサポートに対する問い合わせ件数の減少に効果的な案が示されていること」の 2 つの要求仕様を設定しておりましたが、ヘルプサポートの満足度調査は要求するサービスの質になっているのだから、加点項目として再度評価の対象とするのは不合理である。また、問い合わせ件数の減少につながる提案を評価するというのは不適切ではないか。また、セキュリティ管理に関連した加点審査項目を盛り込むべきではないかとの御指摘をいただきました。総合評価につきまして、より適切な評価を実施できるように検討した結果、ヘルプサポートの満足度調査の結果の向上や問い合わせ件数の減少につながる提案等については、加点審査項目から削除するとともに、新たにセキュリティ管理に関連した加点審査項目として、45 ページのケ「不正アクセス及び不正持ち出しの防止」配点 5 点及びコの「セキュリティに係る高度な専門知識」配点 5 点を追加しております。その結果としまして、総合評価における加点審査項目の配点は、前回同様、50 点満点のままとなっております。

最後に、席上配付資料 B-2 の別添資料につきまして、修正箇所を説明させていただきます。

50 ページを御覧になっていただけますでしょうか。主な修正箇所である項番 1 「総則」につきまして、(1)に「運用管理業務」の定義を設け、前回、項番 2 であった「執務場所」を項番 1 (3)の「作業場所」として整理しております。また、前回まで項番 1 (2)として入っていた「参考文書」につきまして、参考文書が、本件業務の遂行に当たって、受託者に提供するマニュアル類をいうのであれば、そのことを明確に記載すべきであるとの御指摘もいただきました。55 ページになりますが、新たな項番 10 に「業務関連図書類」として整理し、掲載の図書類が運用管理業務の実施に当たって必要な図書類である旨を追加記載しております。

次に、前回まで項番 3 でした「要求事項」は項番 2 として整理し、(1)の「対象システム」につきましても、本文中のただし書きにおいて新規システムの導入があった場合にも、運用管理業務の対象とするが、導入等により従来の作業工数が著しく変動する場合は機構と協議するものとするところがあるが、新規システムの導入により本件業務はどの程度変更される可能性があるのか。新規システムの導入により従来の作業工数は著しく変動するとはどのようなことを言うのか。また、その場合、機構は受託者と誠実に協議を行なうこととしているという理解でよいかという御指摘をいただきました。現時点で新規にシステムを導入する予定はないため、新規システムの導入により本件業務はどの程度変更される可能性があるのかは不明であります。しかしながら、万が一導入する場合で、運用管理業務の対象とするが、新規のシステムの導入等により従来の工数が著しく変動する時には、機構において民間事業者と誠実に協議することを明らかにする趣旨で修正記載をしております。

以上が実施要項（案）等の修正箇所となっております。どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問ございましたらよろしく願います。

○渡邊副主査 ありがとうございます。ずいぶん手を入れていただいて、わかりやすくなっていると思います。若干テクニカルなお話ですが、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。細かく言うと3点になると思います。

まず、7 ページ目のディスインセンティブの書き方、規定の仕方ですが、「前記（2）イに記載の民間事業者が確保すべき」云々とあって、民間事業者の責めに帰すべき理由により質の確保が行なわれなかった場合は、その後「未満であったとき」というふうに並列して書いてあります。そのため何か要件が2つあるという印象も受けます。要するに質の確保が行なわれなかった場合とあって、質の確保というのは、どうも98%に限らず、ほかにもいろいろ確保されるべき質という規定がありますので、それについて1つ事由が発生し、なおかつ98%未満であったときというように読めるのですが、そういう理解でいいのか。それとも、先ほどの御説明を伺うと、非常にストレートに98%を下回ればディスインセンティブというふうに伺えるものですから、書き方と御説明と一致しているのかなという疑問が1つあります。それが第1点です。

あと第2点が、11ページです。セキュリティのところを、きちんとこういうことが必要なのだということをお書きいただいて、何をすればいいのかというのが相当わかりやすくなったと思うのですが、非常に細かいお話ですが、「同意書に署名等を遵守しなければならない」と「等」というふうに書いておられるので、「等」の中でその他必要な事項を読み込んでおられるのかなと思うのですが、一步進んで、機構の方でこういう措置をとってほしいということがあれば命じることができるように、規定ぶりとしては、「等」の代わりに「機構が命じる、あるいは要請する秘密保持に必要な措置を講ずるものとする」とか、そういうことも一案かなと思ひまして、そこは御検討いただけるかなというふうに思ひました。

3番目は、これもまた非常に細かい点ですが、51ページのところで、今御説明のあった機構と当該業務を実施する契約相手方との間で協議するものとするというふうになっていまして、この書きぶりからすると、受託した民間事業者というよりは、新規システムの作業をするまさに当該相手方というふうに読めて、民間事業者はどこにいつてしまったのだろうかという気がちょっとしまして、これが非常にテクニカルというか、細かい点で恐縮ですが、確認したいことの3点目ということになります。以上です。

○榎谷主査 いかがでしょうか。

○紺谷専門職 情報管理課の紺谷です。よろしくお願いいたします。

先生から今御指摘のありました1つ目、ディスインセンティブのところですが、2つ要件があるのではないかとというふうに言われまして、民間事業者の責めに帰す場合というふうにわざわざたったのは、実は、この運用管理業務というのは、「保守」と「運用」の「運用」だけしてもらうわけです。「保守」は保守会社がまた別途ありまして、何か障害等が発生したり不具合があった場合には、まず「運用」の方で一時切り分けして保守会社に直してくださいというふうに言いますので、その時に、保守会社の方でやむを得ない理由でだいぶ時間がかかってしまったりすることがあります。そういう場合は運用管理業務の業者さんの責めにはならないだろうということで、「民間事業者の責めに帰す場合は」という文言を入れさせていただきました。そういうことで「民間事業者の責めに帰す場合」という場合を設けさせていただきました。98%は基準として入れたというところですが、いずれにしても、ここの書きぶりについては、事務局の方と調整させていただいて適正な書きぶりに直しますので、よろしいでしょうか。

○渡邊副主査 確認ですけど、ここでいう質の確保が行なわれなかった場合と、98%という場合がイコールなのかどうかというところを確認させていただきたかったです。

○紺谷専門職 先生が言われたとおり、98%が確保できなければ質が確保できないということで設定しています。

○渡邊副主査 そうだとすると、たぶん事務局と調整していただいた方がいいとは思いますが、規定のイメージとしては、「民間事業者の責めに帰すべき事由により四半期ごとに98%未満」というふうにストレートにされるか、98%未満と書いて「ただし、責めに帰す

べからざる事由による場合を除く」とか、たぶんテクニカルなお話になると思います。

○樫谷主査 書か書かないかじゃなく、要らないのかもしれないですね。

○渡邊副主査 そうですね。

○紺谷専門職 そこは事務局の方と調整させていただきます。

2点目のところにつきまして、10ページ、署名等のところにつきましては、先生の御指摘のとおり、機構が民間事業者さんに対していろいろ要請などを行なうことを念頭に置いておりますので、その辺の規定ぶりについても事務局の方と話をさせていただきます。

それと、51ページでしたか。

○渡邊副主査 私から質問をもう少し補足すると、よく読めば、1ページ目の最初に「管理機構が契約相手方に委託して行なわせる文書検索システム」云々とあって、最初から丁寧に読むと、定義はしていないんですけど、契約相手方というのは受託した民間事業者のことを言うのかなというふうに、たぶん最初から読めばそう解釈できると思うんですけど、51ページのこの規定だけ見ると、このコンテキストで言うと、新規にシステム導入があった場合、当該業務を実施する契約相手方というふうになっているので、新規の変更などを受ける、そちらの第三者を示してしまうようなワーディングになっているんですね。こういう細かいところを申し上げるのは恐縮ですが、恐らく最初のところで、「契約相手方」というよりは受託した民間事業者ということで定義を置いて、用語を統一されると自ずからきれいな感じになると思います。

○紺谷専門職 今の御指摘は重々承知しております。ここで言う「契約相手方」というのは、あくまでも民間事業者であります。一応、この仕様書につきましては、契約書とともに、発注のときに添付する調達仕様書という位置づけなので、契約書の文言等に合わせしております。今、先生が言われたように誤解が生じる可能性もあるとは思いますが、その辺も事務局の方といろいろ調整させていただきたいと思っております。以上でございます。

○樫谷主査 稲生先生、何かありますか。

○稲生専門委員 では、私から2点ほど、質問というか、コメントがございます。

私の方は、資料2-2の、先ほどの情報開示のところに関するということということで、通番で17ページのところで、「従来の実施状況に関する情報の開示」と別添1にございます。それで、このページの一番下の注記事項で御配慮いただきました文言が入りまして、注記事項という一番下の箱の中の3行目のなお書き以下に注目してございまして、管理・監督は情報管理課で実施しているという文言を入れていただきまして、ある意味では大変わかりやすくなったのですが、ただ逆に、恐らく上の方の対応する1番の「従来の実施に要した経費」ということはオールインコストになるので、これは間接部門費として計上しなくてもいいんですか。つまり、丸々4人ではないと思うんですけども、人工を計算していただいて、例えば課長さんは年間の0.05人分でも何でもいいのですが、そこら辺はコストとして委託業務をもし管理されているのであれば記載した方がいいように思うのですが、そこはどうなんでしょうか。

○事務局 それでは、御指摘を踏まえまして、過去の実施要項を見まして、間接費の取り扱いを確認したうえで、実態としてどの程度コミットしているのかという実態も確認しなければいけませんので、そのうえで、なるべく民間事業者に情報としてわかりやすいような形で資料として添付できないか検討したいと思います。

○事務局 基本的には、これまでの実施要項上では、すべて外部委託しております業務は間接費の部分というのは非常に些少になりますので、その部分については、開示という間接費という形では計上せず至今已では対応しておりました。

○稲生専門委員 わかりました。では、それで結構でございます。

あともう1点ありまして、この同じページで「従来の実施に要した人員」ですけれども、真ん中辺の箱のところで「業務従事者に求められる知識・経験等」とあって、望ましい、望ましいという文章が入ってしまっていて、何となくここにある必要があるのかなど。「従来の実施に要した人員」というところの情報開示としては、求められる資格というのはあまり関係がないような感じがしまして、さっきいろいろなほかの案件を見ていたら、こういう記載があまりないものですから。確かに、この部分については、今日、先ほど御説明いただきました総合評価基準書、通番で言うと同じ冊子の44ページのところに「セキュリティに係る高度化な専門知識」という項目を設けていただいて、この中身がまさに17ページのところと一致してしまっていて、そういう意味では情報としては大事だと思うのですけれども、17ページのところにあえて入れていただかなくてもいいのではないかというふうに思われるのですが。もちろん御調整いただいて、どうしても「従来の実施に要した人員」というところで、過去の業務というものの中で、この資格というものを例えば全員持っていたとか、そういうことであれば残していただいてもいいのですけれども、情報開示という事実開示のところとあまり関係がないのであれば、このページからはむしろ削除した方が。よけいな誤解を招くのではないかと思いますので、そこは御検討いただければというふうに思います。私の方からは以上です。

○紺谷専門職 その件につきましても、事務局の方と調整させていただきたいと思います。

○渡邊副主査 調整されるというのに口を出すのも変ですけど、もし今、稲生委員が言われたように、こういうふうな資格を持っている人が何人中何人いてということであれば、たぶん民間事業者にとっては興味があるというか、知りたい事項になると思うんです。ですから、書くのがいいかどうかという以前の問題として、意味のありそうな情報であれば書くということで、ただ、なければミスリードしてしまっただけいけないので、書き方を考えるとか、場所を移すのか、そういう観点でちょっと御検討いただけたらと思います。

○稲生専門委員 そうですね。また検討するとき、こういう資格を持っていないと。逆にそれを委託されているのであれば、むしろ今おっしゃったように何人という形で書いた方が確かにいいと思いますので、そこは実際の事実を照らして、必要があれば、先生がおっしゃるように書いていただくといいと思います。

○紺谷専門職 そこにつきましては、過去にそういう資格を求めて委託をしているわけで

はありません。あくまでも仕様書に載っている仕様を満たしてくれればよいということなので、先生御指摘のとおり、ここに載せるのはあまり好ましくないかもしれません。そこは事務局の方と落とすなどの調整をさせていただきたいと思います。

○樫谷主査 そうすると、今の17ページは、注記事項の一番下に「過去の実績では4名体制」（外部委託）と書いてありますが、この4名の知識・経験等のことを望ましいとおっしゃっているわけですね。そういうふうにご考えてよろしいんですか。違うんですか。これとはどう関係があるんですか。今、4名、外部委託をされているわけですね。

○稲生専門委員 これは委託業務そのものの話なんでしょう。資格の話は。管理者側じゃないんですよ。

○紺谷専門職 はい。管理者側ではなくて、これは民間事業者というか、受託者の方です。

○樫谷主査 そうすると、むしろ従来の実施に要した経費の説明の中で、4名ぐらいかかっているという話ですか。

○紺谷専門職 はい。実際、今運用管理業務を実施している受託者は、4名ぐらいの体制ぐらいで業務を行っています。

○樫谷主査 常勤・非常勤はいないけれども、受託者の方で4名ぐらい配置されているということですね。そういう理解でよろしいですね。

○紺谷専門職 はい。うちから何名でやってくれというのは何も指示しておりませんので、受託者の方で考えて業務は4名体制ぐらいでできるだろうということで執行しているところですよ。

○樫谷主査 そういうことも含めて、わかりやすく書いた方がいいのかもしれないですね。よろしいですか。事務局、何かありますか。

○事務局 確認事項等についてはございませんが、ただいま何点か御指摘をちょうだいしましたので、なるべく早く。

○樫谷主査 お願いします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いました。本日をもって小委員会の審議は概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、今若干の修正事項がありますので、各委員の先生方に修正事項の了解が得られればということが前提ですけれども、実施要項（案）の取り扱いとか、監理委員会への報告資料の作成については私に御一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただひきたいと思ひます。事務局において整理をしていただひたいうえで、各委員にその結果を送付してまいりたいと思ひます。

また、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構におかれましては、実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（（独）駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室）

（（独）日本貿易振興機構関係者入室）

○樫谷主査 それでは、続きまして「ビジネスライブラリー運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、独立行政法人日本貿易振興機構貿易投資相談センター、岡崎センター長に御出席いただいておりますので、前回の審議などを踏まえまして実施要項（案）の修正点などにつきまして、10分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○岡崎センター長 岡崎でございます。本日もよろしくお申し上げ申し上げます。

さて、前回の小委員会で御指摘いただきました、また、追加で御質問等がございました点につきまして、基本的に御趣旨に沿う形で修正をいたしております。その詳細につきましては、担当の長島の方から御報告申し上げたいと思っております。

○長島専任調査役 よろしく申し上げます。それでは、私、長島より、前回御指摘いただきました事項について、対応及びそれに伴う実施要項等の変更点についてページの順を追って御説明させていただきます。

最初に実施要項のページ番号で言いますと6ページ、(5)の「運営業務の実施にあたり確保されるべきサービスの質」の項目について、利用者アンケート結果を水準としている項目については、対象項目を明確にするように御指摘いただきました。それは、次のページの1行目に当たります。資料配架と、同じページの一番下、済みません、ちょっと抜けていますが、ホの下への、複写サービス、受付、館内管理業務が該当するのですけれども、それぞれアンケートのどの質問項目で満足度を図るか、それについて明記いたしました。また、アンケート用紙には、対象業務以外の質問項目も含まれますという旨を明記しております。

関連いたしまして、アンケート結果に対するディスプレイの導入についても御指摘いただき検討しましたが、本入札業務は日々の細かな業務を時間内に正確に実施することが大半を占めるため、一部分しかはかれないアンケート結果に基づくディスプレイの仕組みを導入することよりも、定例ミーティングなどを通じて、アンケートで測定されない部分も含め、質の高い業務を年間を通じて維持していただくようコミュニケーションの方が民間事業者さんにとっても現実的であると考え、導入はしない方向で考えております。

次に、9ページです。(9)「費用負担等に関するその他の留意事項」、①消耗品費については、消耗品の調達や管理において、民間事業者さんのノウハウの活用を御指示いただきましたので、御指示どおりに機構が負担する消耗品はジェットロビジネスライブラリーのロゴ入りなどの特注品のみとし、消耗品の調達はその大部分を民間事業者さんに委ね

ることに修正いたしました。具体的には、別添になるのですが、ページ番号で言いますと72ページです。これが修正した表ですけれども、上の部分に機構が負担する消耗品を記載しまして、下の表では民間事業者さんが負担することになる消耗品について記載いたしました。併せて、情報開示データ、これは資料の別添になりますが、78ページの物件費のところにも今までの調達実績経費を計上いたしました。また、機構が負担する消耗品については、民間事業者さんの業務に支障が出ないように、ある程度の量を事前に渡して、機構からの受渡しの頻度を最小限に抑えるなど対応したいと考えております。

済みませんが、次に実施要項に戻っていただいて、同じく9ページ、③の光熱水費です。これについては、閲覧時間の延長による光熱水費増加を民間事業者さんの負担とすると提案が出にくくなるのではないかと御指摘いただきましたが、これについて検討した結果、当初は、「ただし」から続けまして、「民間事業者の提案により閲覧時間の延長など現況の光熱水費に要する費用が増加することが明らかな運営業務を行なう場合には、民間事業者は増加する費用を負担すること」という文言があったのですが、この部分を削除することといたしました。理由としましては、閲覧時間の延長については、現在、独立行政法人として求められている管理費等の毎年の削減など、全組織的な課題も多いため、ただし書き以降の事態は、もし提案があってもコスト増要因となり実施が困難になるためです。これについては、現状の閲覧時間を前提として入札に付す旨、入札説明会で説明をしたいと考えております。

次のページ、10ページですけれども、これは御指摘いただいた点ではありませんが、「入札に参加する者の募集に関する事項」、(1)「入札の実施手続及びスケジュール」についてですけれども、当初のスケジュールから変わってきておりますので、それに合わせて修正をいたしました。対象業務の質と量から考えまして、2月の契約締結と、その後の2月、3月の業務引継ぎのスケジュールは後ろへは動かさないとしますので、入札公告から入札書類の評価までのスケジュールを詰めております。

次は、13ページです。落札者を決定するための評価の基準、(1)の①「必須項目審査」についてですけれども、必須項目をわかりやすく一覧にし、併せて、創意工夫として何を求めるかを一覧とした方がよいとの御指示を踏まえまして、また、別添になるのですが、別添77ページの企画書評価表に必須項目欄を追加しました。上の部分に必須項目、下の表に加点項目が記載されている形としました。必須項目の内容としましては、実施要項に記載していた事項を移したのに加えて、最低限満たしていただきたいこととして、責任者の資格及び経験と、民間事業者さんの組織としての実績を加点項目から移動しました。これに伴いまして、実施要項に記載していた必須項目審査に関わる詳細な記載は削除しております。また、加点項目の創意工夫についてですが、当初は業務共通と資料整理・資料管理業務、閲覧利用者サービス業務の3カ所に分かれて設定していましたが、より明確にするために、業務共通の創意工夫を削除しまして、資料整理・資料管理業務と閲覧利用者サービス業務の2カ所に集約して提案いただくよう修正しました。これに伴う業務共通の

配点をこの創意工夫2項目に移し、加点の乗率を1つずつ上げています。

次、実施要項に戻りまして、19ページ、11の(1)報告及び仕様書の報告書作成についてですが、実際に発生する業務がどの程度のものかわかるようにとの御指示をいただきましたので、当初は記録する書類ごとに項目を立てて記載していたのですが、これを日々、毎月、年度ごとという頻度別に分け直しまして、これにより報告書作成業務がどの程度のものか。また、過度な負担を強いていないことがわかるように修正いたしました。併せて、仕様書の報告書作成の項目についても修正しております。

次に、仕様書についてです。通し番号でいきますと30ページです。仕様書については、民間事業者さんが創意工夫をできる点がどこにあるのかははっきりとわかるようにとの御指摘を踏まえて、仕様書の冒頭にあります仕様書の位置づけについての説明文をより明確に、わかりやすく修正しました。具体的には、仕様書に記載されているのは、あくまで実施してもらう必要がある項目であり、具体的な手段など実施方法については、原則、民間事業者の創意工夫に委ねるということを明記しました。

最後ですが、追加の御質問としてありました基本方針との整合性について、受入業務を収集業務の一部と捉えるかという点についてですが、今回、対象業務を決める際には、受入れが収集に入るか、整理に入るかという区別ではなく、選定、収集、整理を一括りと捉え、民間事業者さんの応札可能な汎用性のある業務であるか、そうでないかの視点を重視して考えておりました。ただ、図書館学的には受入れは収集業務の一部であると定義されておりますし、私どももそのように理解しております。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

○渡邊副主査 いろいろ前回のコメントを入れて修正していただいてありがとうございます。私は1点だけ、報告業務のところでも新しく追加していただいた内容と申し上げたらいいのか、規定ぶりについてと申し上げたらいいのか、若干テクニカルなお話ですが、ちょっとコメントをさせていただければと思います。

18ページの終わりというか、11番、18ページから20ページまでいろいろ御説明を加えていただいてわかりやすくなった部分がある反面、仕様書との関係とか、あるいは規定ぶりというか、これは内部の打ち合わせ文書のような書きぶりになっていて、要項として何を求め、どこまでが義務なのかというところが必ずしも明確になっていない部分もあるのではないかという気がして、老婆心ながら、若干整理された方がよいと思い、ポイントをまず申し上げたいと思います。実施要項の規定としては、何が義務なのかということを明確にする意味で、対象になる報告と行為を明確に分けた方が理解しやすくなると思います。

まず、対象となる行為の観点から申し上げますと、作成と提出というのを一体にしておられて説明を同じにしておられるのですが、やはり作成する内容と提出のプロセスというか、期限とか、それははっきり分けられた方が、恐らくどこまでが義務なのかというのが非常

にわかりやすくなると思います。そういう意味では、まず前半の方で、作成すべき報告書の種類及びその内容、これはたぶん一体だと思んですけど、それと、19ページの仕様書を参照することとは書いてあるのですが、提出行為というものはっきり分けてしまわれて、ここで提出として重要なのは、いつまで何を出さなければいけないかということですので、詳細は仕様書に譲るということでもここは足りるんじゃないかというふうに思って拝見しました。

それから、前半の作成する報告書の種類というか、対象となる報告書、その内容については、やはり若干整理をしていただいた方がいいのではないかと考えていまして、まず、民間事業者は仕様書に定めた業務の執行状況について記録した業務報告書を定期的に作成する必要があるということで、それをまた一つ一つ細かく書いておられるのですが、その規定ぶりからすると、民間事業者は①業務日報、②業務月報、③何々というふうに対象をズバッと、これをつくらなければいけないというふうに明確にさせていただくと、義務の範囲がそれで一義的に明確になる。それから、日報について言えば、こういう内容ですという規定になる。「基本的に」とか、いろいろ修飾語をたくさんつけていただいているのは、わかりやすくしてくださる工夫だとは思んですけど、逆に、同じ用語にいろいろな修飾語がいろいろなところについてしまうと、どれを信じて見ればいいんだろうと。それで、違う表現が書いてあると、両者の関係はどうなるんだろうとか、事業者の側で混乱する場面があると思いますので、修飾語はむしろつけなくて、業務日報というのは日々の執行状況について要求水準の未達成事項及び特別に対応した事項を記載する。特別な事情がある場合には何々を記載するというふうに、一つ一つ押さえていかれた方が、たぶん民間事業者は何をつくらなければいけないのかというのがすごくよくわかり、私はそれで提出を2つ目に行行為として挙げられたらどうかというふうに申し上げたんですけど、よく読んでいくと、提出だけではなくて、保管の対応とか、それもやはり書いておられるので、ある意味マトリックスにはなると思うんですけど、このあたりを整理して、あなたの義務はこれという言い方をしていただければ、たぶん民間事業者はこの報告について自分の守備範囲、それから守備範囲を超えて、もしかしたらやっただけかもしれないけれども、ここまで絶対に要求されるわけじゃないというのも理解しやすくなるんじゃないかと思います。以上です。

○長島専任調査役 わかりました。ありがとうございました。

○稲生専門委員 私からは1点ございまして、ディスインセンティブのところ、ディスインセンティブを設けないということはいろいろ考え方があってと思いますので、私は多少思うところはありますけれども、よしとさせていただきたいと思います。そうは言いながら、8ページのところで「委託費の支払い方法」というのが(7)にございます。この3行を読んでいまして、前も申し上げたかもしれないんですけども、要は、業務月報の提出を受けて内容を確認して、つまり形式的な作業をされて、適法な請求書に基づき、ですから当該月分の請求であれば恐らくほぼ自動的に払ってしまうのかなというふうに読めるんで

すね。一方で、(6)、その上になりますけれども、モニタリングは定常状態になった第3回目以降については、目録等の受け入れという①と、それ以外の業務、それぞれ四半期ごとにモニタリングをされて、要は業務の質をチェックしていくわけですよ。これは業者さんの資金繰りの話なのであれなんです、普通、相手が仕事をちゃんとしているということ踏まえてお金を払うというのが何となくこの手のサービスの対価の払い方として妥当かなというか、同時履行だと思えますので、要は、支払いの方はモニタリングに合わせて第3回目以降は四半期ごとにするとかというような、業者さんにとってはちょっときつくなってしまいうんですけれども、その方が本当はいいのではないかというか、ディスインセンティブを設けないのであれば、せめて質を確保してモニタリングをして、それを先ほど出てきた業務報告書でしっかり要求水準管理表というのがありますので、そこでチェックしながら支払うということの方が何となくいいような気がするのです。

ただ、そこら辺は逆にいろいろ業者さんにヒアリングもさせていただいて、やはり毎月でなければ困るということであれば、応札者がなくなってしまうと困るものですから、そこはちょっと調べていただいた上で、質の確保と支払いの関係の対応をもう少し検討した方がいいのではないかというふうに思っております。この点、渡邊先生、どうでしょうか。サービスの支払い方法として、質の確保というものを前提に払う方がいいのかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○渡邊副主査 私は、実態的なところは、やはりさっき稲生先生から御指摘があったように、モニタリングに時間がかかって支払いを止める結果になるのか、それとも、モニタリングを、ある程度支払い時期を織り込んだ上で、ちょっと早めに段取りをしてできるということであれば、やはり安全なのは、モニタリングをして、引くものがないんですよというのを確認した上で、ディスインセンティブに限らず、例えば第三者への支払いが滞っていて機構にくるものがあったとしても困るわけですし、相殺して払うというのが一番安全な方法なものですから、そこはお考えいただくと、むしろ機構と事業者の間関係としては安全かなという気がしています。払ってしまうと、返せと言うためには、それなりの法的措置をとらなくてはいけなくて、私が言うのも変ですが、費用倒れになって実行できないという事態も世の中にはないわけではないので、それを考えられた方がいいのかなというふうには思います。

○稲生専門委員 ですから、今言った質の確保と毎月払うかどうかということが1点と、あと(7)の書き方も、やはり質の確保というのは「モニタリングの結果を踏まえて」とか、何かそういう文言が入ってきた方がいいのではないかというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○長島専任調査役 わかりました。

○稲生専門委員 よろしく申し上げます。私は以上です。

○樫谷主査 私も1つ。光熱水費のことで、配架・閲覧時間の延長が確かにお金がかかるという話ではあるんだけど、それは本当はニーズに応じて対応するというのが本来なので、

お金がかかるから延長しませんというのも何となく。おっしゃる意味はよくわかるんですけど、私も別のところでは切れ切れと言う立場にいましたのでわかるんですけど、そこで言われてしまうと、ほかでどの程度のコストがかかるのかわかりませんが、もちろん、よく話し合った上で延長するでしょうから、無限に延長するという話ではないでしょうから、その辺はどうなんですか。やはり延長してはいかんというようなことなんですか。それほどコストのかかるものなのか。それは、ずっと24時間あいていますと、セブンイレブンじゃないですけど、それはちょっと困ると思うんですね。だから、その程度にもよるのかなど。あるいは、金曜日とか、そういう提案が出たときに、それが許容できる範囲内であればやはりやった方がいいのかなという気はしたので。もちろん、お金がかかる話なので、機構が御判断いただかなければならないんですけども、頭からノーと言うのもどうかなという感じがしましたので、その辺をちょっと申し上げておきます。相当お金がかかるんですか。時間によるでしょうね。

○長島専任調査役 そうですね。実際に算出したわけではないんですけども、確かに経費がかなりかかるだろうということと、あと、いろいろ組織の中でも相談したんですけども、別の要因としまして、温室効果ガスの削減についても閣議決定で私どもは縛られていまして、今、組織を挙げて消灯ですとか空調の稼働時間を節約していますので、その中でライブラリーだけ明るくつけ続けているということが許されるということはないと思います。

○樫谷主査 1か所がそうなっているわけですね。

○長島専任調査役 そうですね。

○樫谷主査 だから、1つのを上げるには、全体の冷暖房も含めてやらなければいけないということになっているわけですね。

○長島専任調査役 そうですね。

○樫谷主査 そういう説明をしていただいたらわかるんですけども、今の御説明だけだとちょっと消極的なような気がしたものですから。おっしゃる意味はよくわかりました。

あと、事務局から何かありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、日本貿易振興機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいたうえで、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

（（独）日本貿易振興機構担当者入替え）

○樫谷主査 それでは、続きまして「アジア経済研究所図書館運営業務」の実施要項（案）

の審議を行います。

本日は、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館、福田館長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○福田館長 前回の小委員会で御指摘いただきました点につきまして、私どもの方で検討いたしまして、実施要項などを書き改めました。詳しくは資料企画課長の村井の方から説明いたします。

○村井課長 それでは、私、村井より、前回御指摘いただきました事項についての内容と、それに伴う実施要項等の変更点について、実施要項及び仕様書のページに沿って御説明させていただきます。

最初に、7ページの利用者アンケートについて、外部利用者向け、内部職員向けアンケート項目の整理及び内部向けアンケートの対象者の明確化による公正性の確保について御指摘をいただきました。この御指摘を踏まえ、アンケートの体裁及び項目を整理しました。具体的には、実施要項の質の評価の対象となる項目につきまして、まず外部利用者向けと職員向けで共通項目を記載し、次に、それぞれアンケートで固有の項目を記載する形に整理いたしました。併せて、91ページから94ページの外部利用者向けアンケートと職員向けアンケートを共通性のあるフォームに修正し、2種類のアンケートの共通項目と相違する項目が一目でわかる形にいたしました。アンケートは、例として実施要項に添付いたします。また、職員向けアンケートには「図書館職員を除く」と明記いたしました。

次に、9ページの消耗品の支給について、消耗品の調達や管理をなるべく民間事業者のノウハウに任せるべきとの御指摘をいただきました。御指摘を踏まえ、機構が負担する図書館消耗品一覧について精査いたしました。その結果、機構が支給する消耗品はアジ研図書館の名前が入っているなどの特注品のみとし、大部分の消耗品の調達を民間事業者に委ねるように修正いたしました。併せて、民間事業者が負担することになる消耗品については、情報開示資料の物件費に経費として追加計上いたしました。更に、対象業務に使用している図書館消耗品のリストを追加いたしました。また、機構が負担する消耗品については、民間事業者の業務に支障がないよう、ある程度の量を事前にお渡しし、機構からの受渡しの頻度を最小限に抑える形で対応したいと考えております。

先ほどの参考リストは90ページになります。同じページの光熱水費の記述については、先ほどビジネスライブラリーの方で御説明したのと同様の理由から、「ただし」以降の部分を削除いたしました。

10ページ、入札に参加する者の募集に関する事項。入札の実施手続及びスケジュールについては、こちらもビジネスライブラリーと同様に、入札公示から入札書類の評価までの日程を詰めたスケジュール案に修正しております。

13ページ、落札者を決定するための評価の基準の必須項目と加点項目の審査及び評価で創意工夫を求める事項について整理するよう御指摘をいただきました。御指摘を踏まえ、

必須項目についても企画書評価表に、こちらは95ページになりますが、必要な項目を追加しました。具体的には、評価表の必須項目に実施要項に記載していた必須事項を移しました。加えて、必須項目に、責任者の資格と経験、民間事業者の組織としての実績、そして多言語資料を扱う図書館として恒常的に整理が必要な言語の資料整理が可能かどうかという項目を追加いたしました。それ以外の言語の資料の整理については、加点項目の整理業務の実施体制のところに残しました。

また、評価表への必須項目の追加に伴って、実施要項に記載されていた必須項目の詳細な内容説明は削除し、「企画書評価表を参照する」という形に書き直しました。創意工夫については、先ほどの95ページの評価表の方に戻りますが、業務共通、整理業務及び閲覧利用者サービス業務の3カ所に設定していましたが、この部分を整理しました。具体的には、業務共通の創意工夫を削除し、整理業務と閲覧利用者サービス業務の2カ所に集約する形で創意工夫のある御提案をしていただくように修正しました。そして、この創意工夫2項については、加点の乗率を1ずつ上げました。

次に、仕様書の修正点についての説明に移らせていただきます。仕様書どおりにする業務と創意工夫できる業務の明確化について御指摘をいただいておりますが、28ページ、仕様書の冒頭の位置づけで、民間事業者が創意工夫できる点がどこにあるのかをはっきりわかるように、仕様書に記載されているのは、あくまで実施が求められる事項であり、具体的な手順など、実施方法については、原則として民間事業者の創意工夫に委ねることを明記いたしました。

70ページの蔵書点検につきましては、御指摘いただきましたとおり、蔵書点検業務において多言語の知識が必要とならないことを明記いたしました。

85ページ、業務報告書作成等業務については、御指摘を踏まえ、業務報告書の作成に際して、どの程度の分量で、どれぐらいの手間が必要かわかるように修正いたしました。具体的には、日報はあらかじめ民間事業者とアジ研図書館が話し合い、整理業務、閲覧利用者サービス業務の作業内容、特記事項等を箇条書きで簡潔にまとめていただく点を明記いたしました。次に、業務月報については、毎月報告が必要となる項目と、そうではない項目がわかるように修正いたしました。また、四半期に一度のモニタリングと関連して報告が必要になる事項については四半期に一度の報告の方に移し、加えて、データを図書館システムから簡単に出力できるものについては、その点を明記しました。

最後に、基本方針との整合性についてですが、まず収集業務については受入れ業務が入札対象となっております。次に、データベース等構築管理、機関リポジトリ、各種データベース及びWEBサイト構築管理等についてですが、機関リポジトリについては、基盤システムを既に構築済みで、入力には研究者自身が行なう運用となっているため、業務量がごくわずかであるということから入札対象範囲としないことにいたしました。データベースについては、目録データベースを入札対象範囲としております。WEBサイトについては、WEBサイトで公開する新着図書情報、OPAC、こちらはWEB上で目録データの利用

ができるシステムのことを申しますが、このOPACのデータ入力が目録作成業務に含まれており、入札対象範囲となっております。

以上が私の説明です。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をどうぞ。

○渡邊副主査 アジ研についても、私どものコメントをずいぶん反映していただいております。私からは2点あります。2点のうち1点は、先ほどの報告の内容で、必ずしも同じくする必要はないと思うのですが、ビジネスライブラリーとこちらのアジ研とでサマライズの仕方がずいぶん違うということがあって、別にどちらをとということではないのですが、少しお互いのいいところと、若干短所を比べてみて、何か適切な、わかりやすい規定ぶりにしていただけたらというふうに思います。

あと2点目は、アンケートの件ですけれども、これは7ページ目のまさに民間事業者の評価に関わる場所なので、やはり内容と、どういう範囲で配るのか、アンケートを求めるのかというのは私はやはり重要だろうと思っています。そのため若干細かいのですが、テクニカルな部分も含めてちょっと伺いたいと思います。

まず、外部利用者アンケートの回収率は60%以上達成することとあって、他方、職員についてはアンケートの達成率は問題にしておられないのはどういうことなのかというのが1つあります。特に達成率の関係で言うと、「職員」という表現をされておられて、前回は「利用者である職員」というふうに言っていたと思うんですけれども、確かにエバリュエーションする側である、あるいは協業する立場である図書館の職員は抜いていたということですが、ここで回収率を挙げておられないのは、母数がはっきりしないからなのか理解ができません。また、職員といったときに誰の評価を求めるのかという点が、私にはまだよくイメージがわからないところがあり、例えばアンケート項目の中で、外部利用者のところは比較的はっきりしているんですけれども、図書館の利用頻度、年平均で、ほとんど利用しないという方があって、例えば総務とか、そういうところであれば、研究者ではない方であれば利用しないのかなと思うんですけど、そういう意味では、配る範囲がまさに研究者で、想定されている職員ということだと思います。そのあたりのコンセプトがはっきりしていないという点があります。それから、最終的にアンケートではいろいろとっているとしても、最後、9番の総合役立ち度というところで評価するわけですね。ご確認ください。

○村井課長 そちらは、全ての市場化対象業務以外のものも含めての役立ち度ですので、そちらではなく、あくまで実施要項の方に明記している項目についてに対象は限定されません。

○渡邊副主査 伺いたかったのは、そこでもあり、ここで要求されるサービス全般についてというアンケートと、この後で出てくるアンケートの結びつきというか、私が事業者であれば、自分はどのような物差しで調べられるのか、特に利用者のアンケートのどこで評価

されるのかというところが非常に気になるんですけど。私が総合役立ち度のところで、さっき誤解して申し上げたのかもしれないにしても、総合役立ち度で利用していないというのが項目に入っていて、利用していない人がなぜこのアンケートを出すのだろうか、私自身が混乱したところなんです。ですから、いろいろ一遍に申し上げてしまったのは、よくわからないので、どうもいろいろな部分に触るんじゃないかと思ってとりあえず申し上げているのですが、何を伺いたかったかを要約すると、まず、職員向けといったときに、どういう人を対象にこのアンケートを配るのか。その人たちの回収率というのは問題にしないでよいのですね。それはなぜでしょう。

あと、サービス全般について、アンケートの結果、80%でというときに、アンケートの中のどの項目をみるか、ということです。

○村井課長 それは、例えば外部利用者アンケートの方ですと、どちらも6の部分になるんですけど、そこのサービス全般についてというところがございしますが、そちらのところを見るという意味です。それ以外のところは市場化対象業務ではございませんので、あくまで民間事業者さんが評価されるのはそこの該当項目に限定されます。それは、職員アンケートも同じつくりで今回調整させていただきましたので同様です。そちらも6、サービス全般についての実施要項に明記しております項目についての評価が対象になるということになります。

○福田館長 私の方から少し追加で説明いたしますが、外部の利用者は正面の入口から入れまして、カウンターを通過して図書館の中に入ります。ですから、アンケートを来た方に配ります。職員に関しましては、全員に配っているんです。入口が通用口と正面がありますので、メールで全員に配信していますので、必ずしも図書館に来た段階で配っているわけではないということがあって、回収率の相違というのはそのあたりからも出てまいります。

それから、主な利用者は研究者であります。アジ研の中での人事配置で、研究者が事務部門に行ったり、いろいろ異動するんです。そういうこともありますので、実際、事務部門に行っている研究者が図書館を利用したりというちょっと複雑な構造になっております。

○村井課長 御指摘いただきました回収率については、御指摘いただいているとおり、確かに職員アンケートに対しての回収率をそんなに高くしていないのは、実態として回収率が外部利用者アンケートよりも低いという現状がございしますので、それに留意して今回、回収率を設定したという形になっています。先ほど館長の方から申し上げましたように、では誰を対象にするのかという、その境界線を引くのが難しい点がありまして、また、研究者でなくてもやはり利用する職員もおります。新聞ですとか、いろいろなものを閲覧しに来る場合があるんです。あと、編集部門もありますので、そういったところの事務系の職員がやはり図書館を利用する場合もあるので、確かに全然利用しない職員というのも一方でいながら、必ずしも所属で限定できないということがあって、それが回収率が低くな

っている要因の1つにも確かになっているとは思いますが、そういった事情もございません。

○渡邊副主査 まず、さきほどのサービス全般についてかぎ括弧になっているので、確かに今の御説明を伺うと、なるほどという印象を持ったんですけど、恐らくこれは要項とか契約で書くのであれば、たぶん別紙何々の第6項目何々という特定をしていただくことで、私の最初の質問というのは、いろいろなことを申し上げましたけれども、恐らく回避できると思います。

ただ、2番目の、利用してもしなくてもアンケートを求める場合に、平均80%以上確保することというところで大丈夫なのかなという気がしています。例えば利用していないのであれば、計算の仕方としては、利用していないというのはゼロなので、利用していないという員数を外して、利用者の中の非常に満足、まあ満足、やや不満、非常に不満とつけた人の中の80%という計算をするのか、アンケートを返した人のうち、全部の何%という計算をするのかによって結構結論が違うのではないかと思います。外部の利用者は、とにかく何か利用するために来ているので、そこは大きなブレというのは生じないかと思うのですが、それこそ全く図書館の利用に関係ない人にも送っているとすると、そこはどうされるのか。

○村井課長 利用していないということも、例えば研究者であってももし利用していないという方が、ただ、メール配信していますので、アンケートには答えていただくということもあり得るわけですね。どうして利用していないのかということなど、ここでいろいろアンケートの結果から分析することもできるので、そういったものも設けているということもございます。

○渡邊副主査 80%のカウントの仕方はどうされるんですか。

○村井課長 そこには白紙回答とか無効になる別な要因があったら、それは母数からは外していますけれども、そこで仮に利用していないという回答をいただいた場合は、それはアンケートの結果の中に集計しております。

○渡邊副主査 そうすると、このアンケートで定量的に何%と出てくる、単に集計した結果だけではなくて、これをもとにフィードバックした結果で、まずかったよと言われて、それをまた一表に入れるということですか。そうではなくて、伺っているのは、要はこの集計80%を計算するとき、利用していないと丸をつけた人を除くのか。

○村井課長 現状では含めています。利用していなくても、アンケートにお答えいただいていたが。満足度の中に含めるという意味ですか。

○渡邊副主査 ええ。

○村井課長 つまり、利用していないにもかかわらず、そこで仮に満足だと書いても、それは無効になるはずだと、そういう御指摘という理解でよろしいですか。

○渡邊副主査 ええ。もし利用するような人に限定して送っているならばあまりブレないと思うんですけど、それこそ全然行かない人にも、とにかく職員というだけで全員配って

いると。

○村井課長 その点については、ぜひ次の集計のときに、それは除くような形でやるように留意したいと思います。ありがとうございます。

○渡邊副主査 そうすると、アンケートにはこう書いてあるけれども、ただし、利用していない場合を除くとか、そこは明記していただいた方が。

○村井課長 わかりました。

○樫谷主査 よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 先ほどのビジネスライブラリーと同じ指摘事項がまず1つありまして、委託費の支払い方法の御検討をお願いしたいというのが1点。

あとは、非常に細かい技術的な話で、要項の7ページから8ページにかけてモニタリングのことがございまして、モニタリングが全部で6項目あるんですけども、この項目とそもそもの運營業務の詳細という3ページ以下に書いてある項目が一部対応しているのか、していないのかというのがわかりにくいところがありまして、具体的には、恐らく大項目としては整理業務と閲覧利用者サービス業務という体系が3ページ目以降にあって、その中でどの部分についてモニタリングしますよと。たぶん、業者さんからすれば、応札者からすれば、それが明確であればいいだけの話でありますけれども、まず、目録作成業務は8ページの①にあるんですけど、これはいいと思うんです。それから、②の雑誌記事索引作成も、これも同じ言葉がどこかにあったと思いますので、これも大丈夫だと思います。3ページの④ですね。それから、8ページの③の閲覧・利用者サービス業務ですけども、大項目的なものが同じ閲覧・利用者サービス業務になっていて、そのモニタリング業務の項目として、③の閲覧・利用者サービス業務と同じ言葉が繰り返されているのですが、要は、業務月報等でたぶん全体のモニタリングをするということでしょうから、ちょっと語句を足していただいて、閲覧利用者サービス業務全体のモニタリングとか、そんなふうになりやすくなりました方がいいのかなと思っています。

それから、8ページの④のNACSIS-I LLによる相互貸借何とかというのは、恐らく3ページ目以下の運營業務で言うと、5ページの⑨の複写サービス業務に該当するものだと思います。ですから、そういう意味では、8ページの④という項目については、複写サービス業務と書いておいて、モニタリングについては、その中でI LLについてだけ恐らくされるわけですね。

○村井課長 実際は、複写業務と図書館間相互貸借業務という、ページで言うと5ページ、⑧のニの部分、こちらも関連してまいります。

○稲生専門委員 そうであれば、貸出業務と複写・サービス業務については、I LLによる相互貸借と複写業務でチェックするということですよ。

○村井課長 はい。

○稲生専門委員 そういう意味では、④の項目面も工夫されて、要は運營業務全体とモニタリングがうまく対応するように書いてあげた方が、どの部分でチェックされるんだとい

うことが応札する側に伝われば良いと思いますので、そこら辺でもう一度項目を整理されれば、よりわかりやすくなると思われました。以上でございます。

○榎谷主査 よろしいでしょうか。

今、渡邊先生が確認されたところの 92 ページのアンケート、91、92、93 ページですが、要するに、7 ページだとお役立ち度、サービス全般についてが対象になるということですよ。

○村井課長 はい。

○榎谷主査 このサービス全般についてという 92 ページ、あるいは 94 ページもそうなんですが、開館時間みたいなものがありますよね。これは確かにサービス全般ではあるけれども、これは事業者の裁量に委ねてよろしいんですか。

○村井課長 そちらは対象外とするというふうを実施要項の方に書いてございます。

○榎谷主査 サービス業務全般についての中のどの部分ですか。

○村井課長 対象外とすると書いているというよりも、その項目について記載していないので、それは対象とならないというふうに読んでいただきたいというところですけども。

○榎谷主査 済みません、どこでどう読んでいるんですか。

○村井課長 7 ページ、そこにサービス全般についての共通項目はこの 3 点です。外部利用者アンケートのみの項目はこの 3 点、職員アンケートのみの項目がこの 2 点というような形で書いてあるかと存じますが、それについて評価するという意味です。

○榎谷主査 そうすると、その他の非来館型サービスについては、これは民間事業者がやるわけじゃないんですね。

○村井課長 はい。こちらは対象外となっております。

○榎谷主査 わかりました。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 御指摘の点に関しましては 2～3 点あると思いますが、内容をちょっと御確認させていただく必要があるものがビジネスライブラリーとともにありますので、そのあたりは事務的に。

○榎谷主査 すり合わせをやらないと。

○事務局 はい。それで、委員の方にも御確認いただくようなプロセスを事務的に設けさせていただければと思っておりますが。

○榎谷主査 今のところは妥当ということですか。

○事務局 はい。

○榎谷主査 わかりました。それでは、若干修正があるかもわかりませんが、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思います。したがって、日本貿易振興機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえ、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項が

ございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

((独) 日本貿易振興機構関係者退室)

○樫谷主査 それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局より追って連絡したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。